

## 福祉サービス第三者評価結果

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査：2020年10月29日

### ②施設・事業所情報

名称：天顔こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：園長 安座間 葉子	定員（利用人数）： 125（128） 名	
所在地：うるま市みどり町1丁目8番2号		
TEL：098-988-5178	ホームページ	<a href="https://tengan-kodomoen.jp/">https://tengan-kodomoen.jp/</a>
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2019年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人みどり葉福祉会		
職員数	常勤職員： 21 名	非常勤職員： 3 名
専門職員	（専門職の名称）	子育て支援員： 1 名
	保育教諭： 18 名	調理師： 2 名
	幼稚園教諭： 1 名	
施設・設備の概要	保育室、職員室、園庭、調理室、ランチルーム、医務室、遊戯室、休憩室、絵本コーナー等	

### ③理念・基本方針

#### 基本理念

私たちみんなの夢 それは、大きな成長の可能性を持った一粒のひまわりの種から大輪の花を咲かせること。  
私たちは、地域の「今」をまっすぐ見つめ、この場所を未来を切り拓く大きな大地に変えていきます。  
私たちは、同じ志を持ち続け、この場所が認め励まし、思いやりが根づく大地となることを目指します。  
私たちは、保護者と共に歩みながら、この場所を人と人との絆が生まれるあたたかな大地にしていきます。

理念：認め、励まし、感謝する思いやりの心を育む

保育目標：明るい元気な子 情緒豊かなやさしい子 最後まで頑張る子

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

天願こども園は、2019年度にうるま市立天願幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として開園2年目である。運営主体である法人は、2005年に法人化し認可保育園をはじめ5つの事業を運営している。2007年より地域子育て支援センター事業を開始し、長年地域における子育て支援の要となっている。こども園に、今年度ガラス張りの調理室と明るく開放的なランチルームが完成した。現在、子どもたちは毎日の給食をランチルームで摂っている。調理の様子を見たり、においをかいだり、ランチルームに食材や栄養についてのポスターを掲示する等、食育に取り組んでいる。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年5月29日（契約日） ～
	2020年3月22日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 受 審

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### 1) 理念を日常の教育・保育の実践に取り組んでいる。

法人の基本理念、こども園の理念を「こどもが18歳の時の育ち」を見据えて策定している。こども園で関わる3歳から5歳の教育・保育が、18歳時の育ちに繋がることを見据え、子どもたちが元気にチャレンジすることで自己肯定感を育み、信頼関係を構築し感謝の気持ちや生命を尊重する心を育てることを意識し、日常の教育・保育の実践に取り組んでいる。

##### 2) 子どもを主体にした教育・保育が実践されている

子どもが主体的に活動できる環境整備や子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が充実している。朝と午後には戸外での遊びが展開され、室内には子どもが主体的に遊べるよう「ゾーン」コーナーが用意されている。子どもたちは異年齢や友だち同士で家庭から持ち寄った空き箱等の廃品を利用して工作活動を楽しんでいる。地域の創作エイサー団体によるエイサー指導もあり、地域性を活かした教育・保育を展開している。

##### 3) 職員処遇境を整備し、働きやすい環境を実現している。

職員処遇について、ワークライフバランスに配慮した職場環境を整備している。主幹保育教諭やリーダー職員がクラスに対して個別的な対応ができる体制があり、また職員の就業状況や意向に対し、ミーティングや会議等でコミュニケーションが図れるように園長自らも工夫をしている。職員を手厚く配置し、年休取得など働きやすさを実現している。

## ◇改善を求められる点

### 1) 諸規程の改正の迅速な対応が望まれる。

年度末、全体会議においては運営規程や職務分掌、事業計画の説明を実施している。保護者については、運営規程等が園内で閲覧できるように配慮している。諸規程の改正については、一部見直しを実施されていない部分があり、今後は、速やかに対応できる体制づくりが望まれる。

### 2) 新人職員にも理解しやすいマニュアル・手順書の整備が期待される。

標準的な実施方法について、子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢を明示したマニュアルが作成されている。こども園は開園2年目で、新人職員が多いことを踏まえ、今後は初任者にも理解しやすいような、視覚的な工夫等を取り入れたマニュアル整備と、見直し時の職員・保護者の意見・提案の反映に期待したい。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

平成31年4月より公立幼稚園天願幼稚園から公私連携幼保連携型認定こども園天願こども園として解説しスタートしました。これまでの公立幼稚園として地域の資源として担ってきた歴史の重みを受け継ぎ、法人の強みを生かしての教育・保育に取り組んでいくことを初心の決意表明にしているところです。

今回、開園2年目での受審に当たり正直なところ、戸惑いも大きかったのですが、常に一步前進の心意気と職員のチームワークで取り組みを進めていく中、法人、園、保育の理念や目標等について職員の共通理解を図るとても良い機会であり、大きな収穫となりました。

保護者アンケートから見えてきた意見、要望等もこれからの園運営にしっかり活かして取り組んでいく所存です。

今回の第三者評価受審の評価を真摯に受け止め日々の教育・保育に、保護者支援に邁進してまいります。

評価者の方々には、書類の各項目に丁寧にかつ細かく評価頂いたこと、次への改善点として園の方向性が見えてきたことに感謝申し上げます。

## ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>		
<b>I-1 理念・基本方針</b>		
<b>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</b>		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>a</b>
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	こども園の理念、基本方針は、園内の掲示物をはじめ、入園のしおりやホームページに明記されており、広く周知できるよう配慮されている。この理念については、子どもが「18歳の時の育ちを見据えて」と掲げられており、こども園の教育・保育の目指す到達点を明確にし、このこども園の特徴を表している。園内の会議や入園時の説明、懇談会などで職員や保護者への周知を定期的に行っており、資料等も分かりやすく編纂されている。	
<b>I-2 経営状況の把握</b>		
<b>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</b>		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>a</b>
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	社会福祉事業の動向について把握できるよう、市園長会、関係団体の会議等に積極的に参加し、また行政との話し合いの機会も多く持っている。地域自治会や小学校との情報交換のほか、同法人の保育園に付設された子育て支援センターで地域の動向を集積している。さらに委託している税理士や社会保険労務士のコンサルも行われ、客観的な視点で分析が行われている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	<b>b</b>
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	理事長、園長のほか役員は、こども園の経営状況の把握・分析を行っており、適切なこども園運営に邁進している。また理事会・評議員会のバックアップもしっかりしており、法人内での情報共有化が図られている。教育・保育の実践における課題解決については、朝や週のミーティング、職務会等を通して情報共有する仕組みがとられている。今後は、担当者や部署を定め、定期的に把握・分析するなどの具体的な取り組みについての改善が望まれる。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	こども園の中・長期的なビジョンは明確にされているが、事業計画策定や見直しなどの具体的な取り組みも求められる。また、内容等も教育・保育内容や職員の資質向上のほか、それを行うための裏付けとなる財務面や人材確保などの数値や方法などが計画に練りこまれる必要性もある。今後の見直しに期待したい。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度計画は具体的に示され、実行可能な具体性を持った事業計画が策定されている。中・長期計画の策定については、中・長期計画と単年度計画の連動性を明確にした具体性が求められる。中・長期計画の内容を見直す際に単年度計画との確認を行い、連動性を反映する取り組みが望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	事業計画の策定については、基本的に園長、副園長、主幹保育教諭、学年リーダー職員が集まり、年度末に事業計画を作成するようになっている。年度末または次年度初めに職員と読み合わせるようにしており、内容周知の機会を設けている。園を取り巻く状況の変化による問題解決等についてはその都度対処をしている。 今後は、設定した目標や経営課題の解決・改善を行う上で、期間途中の評価やそれに伴う変更などについて、時期を決めて評価・見直しができるような改善が望まれる。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	事業計画は、分かりやすく編纂され、理念・基本方針のほか教育・保育の重点目標や事業内容について把握しやすい工夫を行っている。保護者へは入園時に入園のしおり等で説明したり、懇談会や保護者会で説明し周知を図っている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	教育・保育の質の向上に向けた取り組みとして、自己評価、第三者評価が行われている。また苦情解決の仕組みも整備されており、保護者からの苦情の対応も組織的にできるようになっている。それらの評価や苦情について、週のミーティングや職務会などで話し合う体制が整えられており、必要な改善や変更ができるようになっている。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	自己評価等については評価・反省点(課題)が記入され、業務の振り返りができるよう工夫されている。職務会や週のミーティングのほか、各クラスが時間を取って話し合えるようにシフトを調整し、職員間で共有化が図られている。さらに改善や見直し等においては、ミーティングや会議で行っている。	

評価項目		評価結果
<b>II 組織の運営管理</b>		
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>		
<b>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</b>		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
コメント	年度末、職務会等において運営規程や職務分掌、事業計画の説明を通して職員に対し、園長の役割と責任について明らかにしている。保護者等については、運営規程等が園内で閲覧できるようになっている。また、避難訓練や虐待事案、その他の災害時のマニュアルなどで自らの役割を明確にしておき、権限移譲等も明確化されている。今後は、こども園での研修や会議における具体的な記録の整備についての見直しが望まれる。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
コメント	園長は市内外の園長会、研修に参加、また行政機関との話し合い等で知識・情報を得るようにし、利害関係者とは適正な関係を保持している。 広範囲にわたる諸規程の改正等については、一部見直しが実施されていない部分が見られたので、今後、速やかに対応できるような体制づくりに期待したい。又、職員への諸規程の周知については、広範囲にわたる為更なる工夫を期待したい。	
<b>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</b>		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
コメント	こども園の理念・基本方針のもとに教育・保育の質の向上に向け、事業計画、教育・保育計画等の評価・分析が各種会議において職員の意見を徴し、職務会において評価反省を行えるような体制が整っている。職員教育や研修内容においても経験年数に応じた計画がなされている。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	<p>社会保険労務士、税理士等のアドバイスを貰いながら経営分析がなされ、適正な経営が行われている。人材は十分な配置がなされ、職員のゆとりが繋がっている。さらに職員同士のコンセンサスを図るためにシフトを工夫することにより、クラス単位で職員が業務に集中できる一定の時間が確保され、また定例のリーダー会議も行われている。その他にパソコンが各クラスに配置され、業務が速やかに行えるよう配慮されている。</p>	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	<p>認定こども園に移行する計画時から人材確保については、求人用パンフレットを作成。養成校や専門学校へ求人のほか、セミナーや就職説明会への参加を積極的に行っている。また厨房設置に伴い、調理員の確保・育成にも力を入れている。さらに子育て支援員の活用もできるよう対象職員への時間的な配慮をし、資格取得促進などを行い、人材確保・育成の取り組みが整っている。</p>	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	<p>事業計画や職務分掌などに「期待する職員像」等が示されており、年度末または年度初めに読み合わせにより職員へ周知している。職員の役職については、職員の意向も踏まえつつ、職務経験、職歴、担当年齢のほか、職務遂行能力などを踏まえたうえで、役職(副主幹保育教諭や職務分野別リーダーなど)を決めている。今後は対象者の記録として評価表や目標管理制度などのフォーマットを整備する等の取り組みが期待される。</p>	



評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
コメント	基本的にリーダー職員や主幹保育教諭がクラスに対して個別的な対応ができる体制があり、また職員の就業状況や意向に対し、ミーティングや会議等でコミュニケーションが図られるよう、園長自らも工夫をしている。配置されている職員も多く、年休取得などもしやすい環境が作られており、ワークライフバランスに配慮した環境が作られている。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
コメント	クラスでの目標設定や評価または反省などから、自らの振り返りを通じ、個別の目標を意識させる取組を行っている。また、職員面接や会議等も踏まえ、職員へ個別のアドバイスができるよう配慮がなされている。今後は、中間面接の実施や職員の目標管理シートなどを活用し、具体的な個別目標管理の仕組みづくりに期待したい。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
コメント	事業計画において教育・保育の目標を踏まえ、期待する職員像を周知しており、また教育・保育の資質向上につながるよう職員を初任、中堅、ベテランなどに分け、スキル及び経験年数別に研修予定が示され、具体的な知識や技術の水準が明確にされている。研修報告会では内容の共有のほか、評価・反省をすることでその後の全体的な計画や研修の選定に活かしている。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	<p>個別の職員の知識、技術水準、専門資格の状況は入職時に面接等で履歴書、資格証の確認がされ、職員(保育教諭のほか、厨房職員も含む)に必要な園内外の研修機会を設け全職員のスキルアップを目指して教育・研修の機会を確保している。又、職員全体のバランスを考えて、研修計画が策定されている。教育・研修については、スキル・経験を軸にグループで分類しているため、個別研修計画または管理シートなどでより具体的な計画策定を行い、更なる資質向上につながるような工夫が望まれる。</p>	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	<p>実習生等については、受入れマニュアルが整備されており、養成校の実習のほか、職業体験の学生など幅広く受け入れられるような体制が作られている。また養成校や学生の希望に応じられるよう、クラス配置や指導職員との話し合いができるよう工夫されている。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	<p>ホームページやパンフレットを活用し、こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容のほか、決算状況なども広く公開されている。苦情解決においても保護者に対して、仕組みの周知や苦情解決の状況を適切に報告、公開している。また地域の自治会、市の保育課窓口にはパンフレット等を設置、同法人運営の子育て支援センターにも同様に情報の公開をしている。</p>	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	<p>経理規程、職務分掌、文書管理等の取扱いを職員に職員会等を通じて周知しており、各々が適切に取り扱いができるよう体制が整備されている。さらに、経理や取引等において月次報告や予算策定時に税理士から相談・助言が得られ、専門家が定期的に確認することで、適正な事業経営・運営の適正性を確保する取り組みがある。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	<p>公立幼稚園から公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、地域説明会を複数回実施した。全体的な計画に、地域交流として英語活動、消防観閲式、敬老会、成人式等の行事参加について記載している。子どもの行事参加について、職員が同行し支援している。今年度完成したランチルームを活用し、カフェの開催を企画している。コロナ禍が収束した際の開催により、地域との定期的な交流に期待したい。</p>	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	<p>全体的な計画にボランティアの受け入れについての基本姿勢を記載している。学校教育については、隣接する小学校との協力体制を整備している。ボランティアの受け入れに際して、登録名簿、事前説明等に関する項目を記載したマニュアルが整備されている。</p>	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	行政の巡回指導、地域の医療機関等の社会資源をリスト化し、職員室に掲示している。市の教育委員会、認定こども園長会へ参加し、地域の共通する課題を把握している。課題解決に向けて児童館や関係機関等と連携した取り組みを行っている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	法人として、認可園、小規模保育所、認定こども園の運営において把握された地域の課題として、転勤等に伴う県外からの転入者が増加傾向にあり、家庭養育支援のニーズを把握している。保護者の意見箱から保育所在園家庭のニーズの把握に努めている。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	地域で行われる行事について、自治会の敬老会等に参加している。ランチルームを活用したフードドライブ事業、子ども食堂支援等について社会福祉協議会と協議を進めている。企画案が具体的に計画策定され、活動が実施されることを期待したい。	

評価項目		評価結果
<b>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</b>		
<b>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</b>		
<b>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</b>		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	園の理念には、子どもを尊重した教育保育方針が示されている。子どもに対する呼称については、男女区別なく“さん”付けにする取り組みを実践している。子どもそれぞれの「18歳時の育ち」を見据えて、認められほめられることによる、自己肯定感の育ちを促す実践に取り組んでいる。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	児童福祉事業者として遵守すべき法律に基づき、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルが整備されている。教育・保育の実践においては、環境整備に配慮しトイレ使用時、着替え時の声掛けを行っている。保護者に対しては、入園のしおりに園のプライバシー保護に対する取り組みを記載して説明している。	
<b>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</b>		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	公立幼稚園から公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、入園説明会を複数回実施した。移行について、幼保連携型認定こども園の特徴について記載したパンフレットを作成し、市役所や児童館、公民館等に配置し情報提供を行った。施設見学希望者に対しても随時対応している。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	入園時については、重要事項説明書と入園のしおりに沿って保育主幹を中心に説明を行っている。保護者のアンケートでは、入園時の教育・保育内容に対して十分な説明についての設問は、満足度が高い結果となっている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
コメント	認定こども園からの転園等について、教育・保育の継続性に配慮し、転園先に対する児童要録等の引継ぎや申し送りに関する文書を整備している。前年度卒園児に対して、ランチルームの完成時にお披露目を兼ねた食事会への招待を企画していたが、コロナ禍の影響により中止となり、卒園児に対して暑中見舞いを兼ねたお知らせを郵送した。一連の企画・運営・連絡について、園長・主幹保育教諭を中心に職員で話し合いを行い、対応した。その他、担任からの年賀状の発送等、継続的な関わりを行っている。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a 利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足度を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	盆踊り会、運動会、生活発表会等の行事終了後に、保護者へのアンケートを実施し、子ども・保護者の満足度を把握している。保育教諭は、日々の教育・保育実践において子どもの発言や表情、行動を観察することにより満足度を把握するように努めている。現在保護者会の立ち上げを検討中であり、職員・保護者共に参加し協働できる組織作りが期待される。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	苦情解決について、入園のしおりに記載し、保護者に対して説明している。玄関の掲示板に苦情解決について担当者等を記載したポスターを掲示している。又、行事後のアンケートを匿名にする等、申し出しやすい工夫を行っている。要望・苦情に対して、職員間で話し合い、苦情解決の状況を保護者等に配慮したうえで公表している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	送迎時の保護者との対話や面談を通して、要望や意見を把握するように努めている。園への相談や意見の申し出窓口について、担当者、責任者、第三者委員の氏名をホームページで公表している。今後は、保護者への相談窓口の周知を工夫し、相談スペースの設置に取り組む等、保護者が相談や意見を述べやすい環境整備に期待したい。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	行事後のアンケートの実施、送迎時の保護者との会話等により相談、意見の把握に努めている。保護者相談対応マニュアルを整備している。アンケートは、行事の日程や子どもの様子についての回答が主となっている。今後は、日常的な教育・保育実践に対する保護者の相談・意見を聴取するための設問を工夫する等により、質の向上につながる取組が期待される。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	リスクマネジメントについて、ヒヤリハット報告書・事故報告書を整備し、毎週開催している主幹教諭をリーダーとした管理者・リーダークラス委員会で報告を行っている。会議の中で、1週間を振り返り、ヒヤリハット等について要因を分析し、改善・再発防止について話し合いを行っている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	コロナ感染予防への対応策として、オゾン発生装置の導入、おしぼり製造器を導入し、日常的な教育・保育場面で活用している。その他の感染症対策についてもマニュアルを整備し、随時更新し職員へ周知している。又、健康保健管理計画を作成し、集団感染症への勉強会等を定期的で開催している。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	年間の避難訓練指導計画を作成し、ねらいを設けて毎月災害を想定した避難訓練を実施し、子どもの安全確保のための取組を行っている。食料品等の備蓄については、乾パン等を常備し調理担当者を中心に管理している。災害予防のための施設点検を施設設備の安全点検リストに基づいて毎月、チェックしている。	



評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	教育・保育の標準的な実施方法について、子どもの尊重、子どもや保護者のプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢を明示したマニュアルが作成されている。今後は、職員がいつでも閲覧できる保管場所の配慮と、初任者にも理解しやすい、視覚的な工夫等を取り入れたマニュアル整備に期待したい。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	標準的な実施方法について、毎年度末、次年度計画を作成する際に見直しを検討している。今後は、検討事項について、記録に残すこと、見直しについて職員・保護者等の意見・提案を反映できるようにアンケート・ヒアリングを実施し、分析することが望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。
コメント	子どもの入所時の児童票を基に、1年を3期に分け、成長過程を振り返りアセスメントを実施している。保護者面談時は、質問事項を統一することにより、子ども保護者のニーズを把握する工夫を行っている。今後は、保護者の意向把握と同意を得る手順の整備が望まれる。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しの時期は、毎月末に振り返りと次月の計画作成をクラス会議で行い、リーダー会議に報告を行っている。保護者の面談は、年に2回実施している。保護者への説明については、口頭で行っており、文書による伝達方法の整備に期待したい。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
コメント	パソコンは、各クラスに配置され、タブレットを導入し、子どもの出退について記録している。事務所において一元的に管理し、職員間で共有する仕組みとなっている。週2回実施しているクラス会議において、子どもの発達状況や生活状況等、クラス内の教育・保育の取り組みについて話し合い、記録することで職員間の共有化が図られている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	個人情報保護規程に基づき、子どもの記録の管理についてマニュアルを作成している。月に1回の全体会議において、職員への周知に取り組んでいる。個人情報保護規程と子どもの記録管理について、職員の年間教育・研修計画に位置づけ、研修を実施し、マニュアルに基づいた指針の作成、適切な管理の取り組みに期待したい。	

内容

		評価項目	評価結果	
46	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
	A-1-(1) 子どもの権利擁護			
	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	C	
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b	—	
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	<p>子どもの権利擁護については、虐待に関する研修への参加と、園内での伝達研修、プライバシー保護規程が整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られ、教育・保育の場で意識して取り組んでいる。園長、主幹は、職員会議等で、日々の教育・保育を通して子どもの変化（身体の痣や服の汚れ等）に注意を払うよう職員を指導している。今後は、権利侵害の防止と早期発見について「チェック表」等の活用が望まれる。</p>			
	A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
	47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
	判断基準	a	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
b		全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。		
c		全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。		
コメント	<p>全体的な計画には、こども園理念として「認める、励ます、感謝する思いやりの心を育む」と記載され、こども園の理念や教育・保育目標が位置づけられている。さらに、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間などで作成されている。計画は園長、主幹保育教諭中心で作成した案にもとづいて職員会議で検討して策定され、年度末に自己評価を実施している。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。</p>			
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題				
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。		
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。		
コメント	<p>室内活動時には窓の開放と冷房を組み合わせることで換気や温度に配慮している。午睡やゆっくり寛ぎたい時に利用している個別タイプのベッドは、定期的に天日干しや消毒を行い、衛生的である。給食やおやつの後と一日の終わりに室内を清掃し、テーブルやドアノブ等は重点的に拭き取っている。戸外遊具は破損や汚れ等の安全点検を適宜行い、定期的に消毒している。室内の手洗い場は子どもが利用しやすい高さに設置され、「正しい手洗い」のポスターが掲示されている。トイレは乾式の床を使用し清潔が保たれ、男児用小便器以外は、個室でプライバシーに配慮されている。</p>			

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。
コメント	一人ひとりの子どもについては、入所時の調査書や保護者との面談で子どもの発達や状況を把握している。日々の教育・保育では子どもの様子や気になる事を職員間で話し合い、共有して支援している。家庭環境から生じる一人ひとりの子どもの個人差については、保護者に対し家庭での生活習慣の改善等の協力を求める等、一人ひとりに合わせた対応を行っており、また、子どもの主体性を伸ばす取り組みとして複数の「ゾーン」コーナーは、ブロック遊びや物作り、料理体験等子どもの声や興味に合わせて設置している。		
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
コメント	年齢に応じた基本的な生活習慣に関する自立のための指導計画があり、職員はその目安にそって言葉掛けや援助を行っている。また活動の時間とメリハリを付け、午睡時は、落ち着いて眠れるよう静かな環境を整えるなど配慮している。戸外には遊具や砂場などの環境を整えており、子どもたちが楽しみながら進んで体を動かす働きかけを行っている。		
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開されていない。
コメント	子どもが主体的に活動できる環境整備や子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育については、朝と午後の戸外での遊びが展開されている。室内で子どもが主体的に遊べるよう「ゾーン」コーナーが用意されている。子どもたちは異年齢や友だち同士で家庭から持ち寄った空き箱等の廃品を利用して工作活動を楽しんでいる。外部講師として地域のエイサー団体によるエイサー指導を受け、地域との交流につながっている。		

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	0歳児が在籍していないため、評価対象外です。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	1・2歳児が在籍していないため、評価対象外です。		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	食育や保健、安全、絵本や体育、音楽や表現活動等、多くの年間計画を作成している。保育教諭は、子どもの不安な気持ちを受け止め、新しい環境に馴染めるよう園での生活の仕方やルール等を丁寧に子どもに伝え、身の回りのことが一人のできるよう援助している。園での自分の役割を確認し、意欲的に取り組めるようにしている。また就学を意識し、生活リズムを整え基本的な生活習慣の確立を図っている。生活や遊びの中で文字や数字に触れる環境を整え、保育教諭が適切に関わっている。		

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	発達支援の必要な子どもを受け入れ、個別対応等に配慮している。子どもが利用していた保育所や児童発達支援事業所等から情報収集を行い、事前共有会議を実施している。また、子どもや保護者の要望等を確認して個別の教育支援計画に反映させ、計画作成後は保護者の同意を得ている。他の保護者にも入園時の説明会やクラス懇談会で伝え、理解を得ている。		
56	A⑪	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	a
	判断基準	a	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮していない。
コメント	在園時間の異なる子どもの環境整備と教育・保育内容や方法への配慮について、希望する子どもには午睡が対応されている。異年齢保育では、5歳児が見本となり、3、4歳児も挑戦するという良い関係が築けている。保護者への連絡は送迎時に直接伝えるか、付箋メモを活用するなど工夫が見られた。		
57	A⑫	小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	判断基準	a	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。
コメント	小学校との接続については、全体的な計画と5歳児の指導計画に小学校との接続が位置付けられ、それにもとづいて教育・保育が行われている。子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てるよう、運動場や体育館を借用したり、お招き交流会等も行われている。又、保護者も小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談や小学校入学説明会に同行する等の支援をしている。行事を通して小学校教員との交流は持たれているが、今後は、意見交換を中心とした場の設定が期待される。		

評価項目		評価結果	
A-2-(3) 健康管理			
58	A ⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
コメント	子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルにもとづき入園時の調査票や面談等で子どもの既往歴や予防接種の状況を把握し、児童票に記録している。日々の子どもの健康状態は、登園時の観察や検温等で把握している。子どものケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡するとともに必要時は嘱託医等の受診を支援し、保護者が迎えに来るまで園で対応している。入園のしおりに子どもの健康に関する対応が記載され、入園時に保護者への説明がなされている。		
59	A ⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
コメント	健康診断、歯科検診の結果は、職員会議で職員に周知し、感染症予防に向けて子どもたちに手洗いやうがい等を教え、保育に反映している。保護者へ診断結果の個票を郵送し、報告している。		
60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っていない。
コメント	アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。食物アレルギー等のある子どもについては、医師の指示書を提出してもらっている。調理師が行政の栄養士と連携して除去食の対応をしている。調理室には、アレルギーの種類と子どもの名前を掲示し、誤食の防止に努めている。アレルギーのある子どもの食器やトレイは色を変え、配膳する等、他の子どもとの相違に配慮されている。		

評価項目		評価結果	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c	食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。
コメント	食事を楽しむことができる工夫として、食育年間計画が作成され、全体的な計画や指導計画に食育を位置付けている。季節を感じながら子どもたちが食に関心をもち、食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいる。食事は基本的にバイキング形式にしており、順番を守ることや食べる量の調整、外食時のマナー理解にもつながっている。食事は、子どもが達成感を味わえるように食べられる量にし、偏食のある子どもには、少量から挑戦できるように配慮されている。		
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
コメント	行政の栄養士が作成した献立にもとづいて園内の厨房で調理している。検食は園長や主任保育教諭が行い業務日誌に記録しており、季節や行事に配慮した献立と手作りのおやつが用意されている。調理室は、透明のガラス張り、調理員も子どもたちの食事の様子を見たりできる環境にある。衛生管理マニュアルにもとづき従業員の衛生管理チェックも行なわれている。		
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
		b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
コメント	家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、メモや手紙を書くこともある。入園時や、個人面談、保護者懇談会、クラス懇談会、保育参観等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できる支援に努めている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、新入園児面接資料や児童票に記載され、支援を要する子どもは個別支援計画に反映させている。また、毎日の活動内容の写真を玄関前に貼りだし、様子が伝わるように取り組んでいる。		



評価項目		評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援		
64	A⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
	判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
	コメント	日々の送迎時や個別面談、クラス懇談会等を、保護者との信頼関係を築く機会としている。保護者からの相談内容によっては、園長や主幹保育教諭から助言を受けられる体制を整えており、専門機関につなぐこともある。相談内容も記録され、職員会議で周知されている。
64	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
	コメント	職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(身体の痣、服の汚れ等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。虐待の疑いを持った職員は、主幹保育教諭と相談して対応を協議する体制がある。地域の子育て支援機関と連携して虐待防止に取り組んでいる。不適切な養育を発見した場合の対応等についてはマニュアルが整備され、毎年、虐待防止に関する園内研修を行っている。